

## 公害防止条例施行規則の一部改正及び 水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部改正について

### 1 ほう素及びその化合物の排水基準の見直しについて

#### (1) 改正内容

令和4年7月1日付け排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成13年環境省令第21号)により旅館業等に適用されている暫定排水基準が見直されたことに伴い、公害防止条例施行規則(平成7年宮城県規則第79号。以下「条例規則」という。)別表第2第3号(1)のうち、公衆浴場業に適用されるほう素及びその化合物についての規制基準を500mg/Lから、利用する温泉のほう素濃度500mg/L以下の場合は300mg/L、500mg/Lを超える場合は500mg/Lに改正した。

#### (2) 施行期日

令和6年2月2日 公布及び施行

### 2 磷含有量の排水基準に係る対象湖沼の追加について

#### (1) 改正内容

令和5年2月28日付け窒素含有量及び磷含有量についての排水基準に係る湖沼を定める件の一部を改正する件(告示)に基づき、磷含有量の排水基準に係る対象湖沼に追加された宿の沢ダム貯水池、岩堂沢ダム貯水池、二ツ石ダム貯水池、更に、既に告示で定められていたものの大規模復旧工事のため適用を見送っていた荒砥沢ダム貯水池の4つを条例規則に追加し、磷の排水基準16mg/L(日間平均8mg/L)対象湖沼とした。

#### (2) 施行期日

令和6年2月2日 公布及び施行

### 3 六価クロム化合物に係る排水基準の見直し

#### (1) 改正内容

令和6年1月25日付け水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(令和6年環境省令第4号。以下「R6省令」)により、六価クロム化合物に係る許容限度が0.5mg/Lから0.2mg/Lに改正されたことに伴い、条例規則について所要の改正を行う。

#### (2) 今後のスケジュール

令和6年3月22日 環境審議会諮問・答申

令和6年4月頃 公布及び施行

### 4 大腸菌群数に係る排水基準の見直し

#### (1) 改正内容

R6省令により、排水基準の指標が大腸菌群数から大腸菌数に、同項目に係る許容限度が3,000個/cm<sup>3</sup>から800CFU(コロニー形成単位)/mLに改正されたことに伴い、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例(昭和47年宮城県条例第40号)及び条例規則について所要の改正を行う。

#### (2) 今後のスケジュール

令和6年3月22日 環境審議会諮問・答申

令和6年6月 宮城県議会議案提出

令和7年4月1日 施行